（保険料全額免除の申請）

第七十七条　法第九十条第一項の規定による申請は、保険料全額免除（同項の規定により保険料の納付を要しないものとすることをいう。以下この条において同じ。）を受けようとする期間に係る年度（毎年七月一日から翌年六月三十日までをいう。第七十七条の三第一項及び第七十七条の五第一項において同じ。）ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所並びに個人番号又は基礎年金番号

二　（略）

三　前号に規定する期間における申請者の属する世帯の世帯主（申請者が世帯主である場合を除く。以下同じ。）の氏名並びに申請者の配偶者の氏名及び生年月日

四　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二～四　（略）

3　法第九十条第一項第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当する者が、第一項に規定する申請書（同項第二号に掲げる期間に保険料全額免除の申請日が含まれる場合に限る。）の提出の際に法第九十条第一項の厚生労働大臣が指定する期間の終了後引き続き当該期間と同一の事由により申請を行う旨を申し出たときは、その申請について第一項に規定する申請書の提出及び前項に掲げる書類の添付を要しない。ただし、厚生労働大臣が申請者等の前年の所得の額について確認できないときは、この限りでない。

（保険料一部免除の申請）

第七十七条の三　法第九十条の二第一項から第三項までの規定による申請は、保険料一部免除（同条第一項から第三項までの規定により保険料の四分の三、半額又は四分の一の納付を要しないものとすることをいう。以下この条において同じ。）を受けようとする年度ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所並びに個人番号又は基礎年金番号

二　（略）

三　前号に規定する期間における申請者の属する世帯の世帯主の氏名並びに申請者の配偶者の氏名及び生年月日

四　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二～四　（略）

（学生等の保険料納付の特例に係る申請）

第七十七条の四　法第九十条第一項に規定する学生等（以下「学生等」という。）である被保険者又は学生等であつた被保険者等（次項において「被保険者等」という。）が行う法第九十条の三第一項の規定による申請（法第百九条の二の二第一項に規定する学生納付特例事務法人（以下「学生納付特例事務法人」という。）が同項の規定に基づき学生等である被保険者（以下この条から第七十七条の四の三までにおいて「学生等被保険者」という。）の委託を受けて行う当該学生等被保険者に係る法第九十条の三第一項の規定による申請を除く。第三項において同じ。）は、学生等の保険料納付の特例（法第九十条の三第一項の規定により保険料の納付を要しないもの

（保険料全額免除の申請）

第七十七条　法第九十条第一項の規定による申請は、保険料全額免除（同項の規定により保険料の納付を要しないものとすることをいう。以下この条において同じ。）を受けようとする期間に係る年度（毎年七月一日から翌年六月三十日までをいう。第七十七条の三第一項及び第七十七条の五第一項において同じ。）ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一　申請者の氏名、生年月日及び住所並びに基礎年金番号

二　（略）

三　前号に規定する期間における申請者の属する世帯の世帯主（申請者が世帯主である場合を除く。以下同じ。）及び申請者の配偶者の氏名

四　（略）

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　国民年金手帳

二～四　（略）

3　法第九十条第一項第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当する者が、第一項に規定する申請書（保険料全額免除を受けようとする期間に保険料全額免除の申請日が含まれる場合に限る。）の提出の際に法第九十条第一項の厚生労働大臣が指定する期間の終了後引き続き当該期間と同一の事由により申請を行う旨を申し出たときは、その申請について第一項に規定する申請書の提出及び前項に掲げる書類の添付を要しない。ただし、厚生労働大臣が申請者等の前年の所得の額について確認できないときは、この限りでない。

（保険料一部免除の申請）

第七十七条の三　法第九十条の二第一項から第三項までの規定による申請は、保険料一部免除（同条第一項から第三項までの規定により保険料の四分の三、半額又は四分の一の納付を要しないものとすることをいう。以下この条において同じ。）を受けようとする年度ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一　申請者の氏名、生年月日及び住所並びに基礎年金番号

二　（略）

三　前号に規定する期間における申請者の属する世帯の世帯主及び申請者の配偶者の氏名

四　（略）

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　国民年金手帳

二～四　（略）

（学生等の保険料納付の特例に係る申請）

第七十七条の四　法第九十条第一項に規定する学生等（以下「学生等」という。）である被保険者又は学生等であつた被保険者等（次項において「被保険者等」という。）が行う法第九十条の三第一項の規定による申請（法第百九条の二の二第一項に規定する学生納付特例事務法人（以下「学生納付特例事務法人」という。）が同項の規定に基づき学生等である被保険者（以下この条から第七十七条の四の三までにおいて「学生等被保険者」という。）の委託を受けて行う当該学生等被保険者に係る法第九十条の三第一項の規定による申請を除く。第三項において同じ。）は、学生等の保険料納付の特例（法第九十条の三第一項の規定により保険料の納付を要しないもの